

第 2 1 回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成 2 3 年 3 月 1 4 日 (月) 新発田市役図書館 3 階	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議事 <li style="padding-left: 20px;">(1) 抽出工事等の審議について <li style="padding-left: 20px;">(2) 第 2 2 回委員会開催に伴う抽出委員の指定について <li style="padding-left: 20px;">(3) その他 	
委 員 (委員数 5 名) (出席数 5 名)	委員長 柳 則行 (弁護士) (出席) 委員 山田 耕太 (大学教授) (出席) 委員 八木 庸一 (税理士) (出席) 委員 若桑 昭男 (公募委員) (出席) 委員 加藤 康雄 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	平成 2 2 年 9 月 1 日 ~ 平成 2 2 年 1 2 月 3 1 日	
抽出案件	7 件 (対象工事総件数 1 3 0 件)	
制限付 一般競争入札	7 件	<ul style="list-style-type: none"> ・教受第 2 8 号 紫雲寺共同調理場衛生設備工事 ・教受第 3 4 号 佐々木小学校暖房設備改修工事 ・集宮単第 4 号 農集排宮古木管路施設その 5 (単) 工事 ・集宮単第 5 号 農集排宮古木管路施設その 7 (単) 工事 ・建公第 4 号 豊浦デイサービスセンター空調機改修工事 ・改第 1 6 号 下水道工事に伴う配水管入替工事
公募型 指名競争入札	0 件	
通常 指名競争入札	0 件	
随意契約	1 件	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水第 1 号 2 沈殿池駆動部更新工事
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	

委員会による意見の 具申内容	特になし
その他	傍聴者 3 名

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の質問事項について 建築関係で同じ建物なのに、総合評価と一般入札の違い。また8千万円以上は総合評価と決められているのに、行われていない案件について ・ 今後、前回に関する事項についてはペーパーを用意してもらいたい。 ・ 市議会にかけるものとかけないものの違いはなにか。 ・ 教受第28号と教受第29号 下豊補第1号と下豊単第5号 簡業第7号と簡業第8号 簡業第6号と簡業第2号 の工事は一緒に発注できなかったのか。 また、下单第10号と下单第12号は同じような工事で、片一方は総合評価になっているが違いはなにか。 簡業第6号では参加業者の価格にひらきがあるが原因を推測できるか。 ・ それぞれの参加業者を見ると、ほぼ同じ業者が参加しているので、同一業者が2つの工 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績を評価すべきものを総合評価で実施した。また金額は多いが、内容から判断し、簡単なものは総合評価にできなかった。 ・ 今後準備します。 ・ 総合評価に関する補足説明 平成19年 3件(提案型) 平成20年 6件(提案型) 平成21年 2件(提案型) 平成22年 4件(提案型) ここ2年は数をこなすために、実績型が行われてきたが、当初から考え方は変わっていない。 ・ 1億5千万円以上の案件は市議会の承認を必要とする。 ・ 一括発注と分離発注があり、分離発注にすると専門性が活かせる。また、学校建設などは、業者数を増やすことによって、工期を短縮できる。国の方針も分離、分割発注を推進している。市としては、理由が付くものは分離発注を考えている。 ・ 教受第28号と29号については、空調と給配水関係で分けたものである。 ・ 下单第10号と12号は同一案件にすることによって工期確保ができない。また下单第

<p>事をとることも考えられる。</p> <p>(1) 抽出案件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が以前は94%から談合事件直後に89%くらいになり、現在はまた談合事件以前の数値になってきているので、今回は落札率の高いものを抽出した。 ・前回までは資料に落札率が書いてあったが、今回の資料には記載がない。今後は落札率の欄を設けてもらいたい。 ・総合評価で入札金額に技術評価点を加えて、逆転したものがあるのか。 ・建築の教受第34号と建公第4号では最低制限価格と予定価格の範囲内のものが1社であるがどうしてか。 ・実態をどのようにとらえているのか、現実に設定した金額に問題があるのではないか。 予定価格が安すぎるのかもしれないが、落札率が高いものを抽出しているので、こうなるのではないか。 ・改第16号で施工能力審査書類に要件10の記載がないのはなぜか。 ・参加した時点で判断できるのではないか。 ・口頭で言うこともできるのではないか。 	<p>12号は交通規制等の安全性確保が特に必要であったため総合評価とした。また下豊補第1号と下豊単第5号については、補助対象となるものとならないもので分けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19社応札で、予定価格を上回ったのが5社。有効は3社であり260万円くらいのひらきになっているが、明細を見てもないと検証はできないが、厚生省の基準と土木的な基準との差によるのではないかと思う。 ・今後は落札率の記載を漏らさないように、落札率の欄を設けたい。 ・今年度は5社ある。昨年度は7社あった。 ・土木と比べて、最低制限価格の設定が5%くらい違う。見積りによるために、設計額自体は低くなる。 最低制限価格の設定方法は、一般に公表している。 ・施工能力にかかわらないもので、証明書類を出してもらおうものである。 ・形式的ではあるが、資格審査書の提出期間内に証明を提出できない場合は失格とする。 ・確かに最低の価格で応札しているので、一
---	--

<p>行政の透明性が必要であり、もしそれが破られれば、説明ができなくなる。</p> <ul style="list-style-type: none">・この案件は技術者がいないことを知っ ながら参加したことが致命的である。・この業者は、他の同じような工事を請け負 っているがなぜか。 技術者を回せなかったということも考え られる。 <p>(2)第22回委員会開催に伴う抽出委員に ついて</p> <ul style="list-style-type: none">・次回の事案抽出を加藤委員に委任。 <p>4 閉会</p>	<p>番価格の低い業者であり、書類の提出は形式 的だと言われ、議論が起こるところではある が、入札公告は我々にとっては憲法のような ものであり、他の業者から見た場合に公平性 からいって入札公告を守っていきたいと考 えている。</p>
---	--